

亀山市公告第12号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により亀山市森林整備計画をたてるので、同条第7項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該亀山市森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、当該亀山市森林整備計画の案に意見がある者は、同法第10条の5第7項において準用する同法第6条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに、亀山市長に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和3年2月19日

亀山市長 櫻井 義之

1 縦覧期間

令和3年2月19日から同年3月20日まで

2 縦覧場所

亀山市本丸町577番地

亀山市産業建設部産業振興課森林林業グループ